

平成 25 年兵庫県立大学大学院応用情報学研究科規程第 4 号  
応用情報科学研究科候補者選考委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、応用情報科学研究科教員選考規程（平成 25 年兵庫県立大学大学院  
応用情報科学研究科規程第 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、応用情報科学研究科教  
員選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める  
ものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教員の選考に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 応用情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 副理事長又は理事（教授又は准教授を採用する場合に限る。） 1 名
- (3) 研究科長が当該人事案件に係るコースより指名した委員 2 名
- (4) 研究科長が前号に掲げるコース以外のコースより指名した委員 コースごとに各 1  
名
- (5) 当該教員の専攻分野に関し専門的知識を有する学外からの委員 2 名

(任期)

第 4 条 前条に規定する委員の任期は、当該人事案件が理事会で選考され決定されるまで  
とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する  
委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する  
ところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席  
させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別  
に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。